



処遇改善等加算Ⅱに関する 説明会

平成 29 年 6 月 26 日（月） 関内ホール

平成 29 年 6 月 27 日（火） 開港記念会館

こども青少年局保育・教育運営課

目 次

I 処遇改善等加算Ⅱ

- 1 技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）の概要 1
- 2 加算認定申請（処遇改善等加算Ⅱ）の手続きについて 5
- 3 様式・記入時の注意事項 23
- 4 研修（神奈川県） 保育エキスパート等研修について（案） 35
- 5 研修（横浜市） 「保育士等キャリアアップ研修の指定について（通知）」 48
- 6 処遇改善等加算ⅡのFAQ 51

II 処遇改善等加算Ⅰ

- 1 平成29年度 変更点（処遇改善等加算Ⅰ）について 55
- 2 平成28年度 賃金改善実績（処遇改善等加算Ⅰ）の提出について 57
- 3 平成29年度 賃金改善計画（処遇改善等加算Ⅰ）の提出について 59

III 過誤再請求の変更点について 60

★お問い合わせ先★

議事内容	お問い合わせ先	
	担当課	電話番号
1 制度概要	保育・教育運営課	045-671-3564
2 手続き及びスケジュール 様式・記入時の注意事項 給付事務について	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
3 研修（神奈川県）	神奈川県次世代育成課	045-210-4663
4 研修（横浜市）	保育・教育人材課	045-671-2397

◆ 制度全般について ◆

制度の概要、本日の資料については、ホームページを御確認ください。

（情報、様式等は随時更新されますので、ご確認ください）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyujimu.html>

◆ 施設・事業所情報について ◆

横浜市はぴねすぽっとの情報に変更があった場合、以下のメールアドレスに「施設・事業所名称」「ご連絡先」「ご担当者」を明記の上、変更内容（修正前と修正後の情報）をご連絡ください。

アドレス：kd-uneishidou@city.yokohama.jp

I-1 技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）の概要

1 目的

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくためには、職員が意欲とやりがいを持って「長く働くことができる」職場を、施設・事業所が自ら構築していく必要があります。

そのためには、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算として「処遇改善等加算Ⅰ」を、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算として「処遇改善等加算Ⅱ」を加算します。

本項目では、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算である「処遇改善等加算Ⅱ」を説明します。

2 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー・中核リーダー及びこれらに相当する職位

（月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3））

- ・ 職務分野別リーダー・若手リーダー及びこれらに相当する職位

（月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））

等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、幼稚園教諭や保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せを行うもの。（公定価格上の加算（処遇改善等加算Ⅱ）の創設）

<副主任保育士等

（月額4万円の処遇改善の対象者）>

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

<職務分野別リーダー等

（月額5千円の処遇改善の対象者）>

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

3 要件（国通知からの抜粋）

ア 次に掲げる要件を満たす 賃金改善を実施する計画を策定 していること。

（ア） 加算対象職員（副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員をいう。以下同じ。）の 平成28年度における賃金に対して改善 するものであること。

（イ） 賃金改善見込額が、以下のいずれも満たすこと。

- ① 副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー及びこれらに相当する職位（以下「副主任保育士等」という。）について、賃金改善見込額が加算見込額以上であること
- ② 職務分野別リーダー、若手リーダー及びこれらに相当する職位（以下「職務分野別リーダー等」）について、賃金改善見込額が加算見込額以上であること

（ウ） イからケを満たすものであること

イ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、発令や職務命令が行われていること。（家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所）

Point①

- 対象職員に対する発令や職務命令をまだ行っていない場合でも、4月から施設・事業所において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給することが可能です。賃金改善も4月に遡及して実施してください。
- 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）を提出する際には、加算対象職員に対する発令等を確認できる書類（役職付きの名簿や園内の業務分担表等）を添付する必要があります。

ウ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等は、施設・事業所の種類に応じ、（ア）から（ウ）に定める職位とする。

（ア）幼稚園

中核リーダー、専門リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位（教務主任・学年主任等を含む。）

（イ）保育所及び地域型保育事業所

副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位

（ウ）認定こども園（ア）及び（イ）に相当する職位

Point②

- 役職の名称はあくまでも例として示されているものですので、各施設・事業所における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。
- 既にこれらに相当する役職が設定されている場合、そのまま処遇改善等加算Ⅱの対象とすることも可能です。

エ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、以下の要件を満たすものとなっていること。

ただし、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、経歴年数に係る要件について、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能。

また、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替える。

（ア）副主任保育士等については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。

（イ）職務分野別リーダー等については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。

Point③

<副主任保育士等
(月額4万円の処遇改善の対象者)>
・経験年数が概ね7年以上
・キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

<職務分野別リーダー等
(月額5千円の処遇改善の対象者)>
・経験年数が概ね3年以上
・キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

ただし、平成29年度においては研修に係る要件は課さない。また、研修について平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定する。

Point④

- 加算対象職員は、国の算定表に基づく人数により上限が定められるため、経験7年(3年)以上の職員すべてが処遇改善の対象になるわけではありません。
- 経験年数は概ねの「目安」であり、各施設・事業所(家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業以外)の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が7年未満や3年未満の職員であっても、施設・事業所の判断で柔軟に対象とすることが可能です。
- 1人の職員が副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできません。

オ 加算対象職員については、保育士や教諭に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等(非常勤職員含む)も対象となること。

カ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。

ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A÷2(1人未満の端数は切り捨て)」人確保した上で、その他の技能・経験を有する職員(園長及び職務分野別リーダー等を除く。)について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。

キ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は月額5千円とすること。

Point⑤

- 対象人数を絞って「月額4万円」「月額5千円」を超える賃金改善を行うことはできません。
- 処遇改善等加算Ⅱを取得するためには、副主任保育士等と職務分野別リーダー等の両方の処遇改善を行うことが必要となります。
- 職務分野別リーダー等に副主任保育士等に係る加算額の一部を配分することはできません。※職務分野別リーダー等の賃金改善額は月額5千円で固定!
- 主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていませんが、各施設・事業所における給与水準のバランス等を踏まえて、必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

- ク 賃金改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われる ものであること。
- ケ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない こと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

Point⑥

- 今回の賃金改善については、必ずしも新たな手当を創設して対応する必要はなく、既存の手当を増額する方法で行うことも可能です。
- 処遇改善等加算Ⅱにおいては、平成 28 年度時点の賃金水準からの改善が必要となるため、従来から支給している手当を賃金改善額として取り扱うことはできません。
- 賃金改善は月額で確実に行う必要があるため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分や連動して引き上がった賞与分については、賃金改善（見込）額には含められません。

- コ 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設・事業所職員に周知 していること。

Point⑦

- 賃金改善を月額で確実に行う必要があるため、職務内容や賃金体系等を記載した給与規定等を改正し、全ての職員に周知してください。

- サ 賃金改善の具体的内容について「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知 を行うこと。
- シ 加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること。
- ス 年度終了後速やかに、市長に対して「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」を提出すること。
- セ 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後 5 年間保管しておかなければならないこと。

4 加算に係る使途

処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算額については、1の目的に鑑み、確実に職員の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当たりの平均経験年数が上昇することに伴い増加する処遇改善等加算Ⅰの基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

5 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、市長が当該施設・事業所に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講ずることとする。

I-2 加算認定申請（処遇改善等加算Ⅱ）の手続きについて

1 加算額確定について

(1) 加算額（処遇改善等加算Ⅱ）について

各施設・事業所に適用される処遇改善等加算Ⅱにおける「加算額」は、施設・事業所毎の「単価」や「加算対象職員数」等をもとに算定します。

加算額の確定にあたっては、まずは、「加算対象職員数」を算定します。

★加算額の計算方法

$$\{ \text{単価} \times \text{加算対象職員数 (人数A)} \} + \{ \text{単価} \times \text{加算対象職員数 (人数B)} \} \\ \div \text{各月初日の利用子ども数}$$

・単価とは

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（以下、「公定価格告示」という。）」における「特定加算部分」（別表第二、第三でいう「加算部分2」）で規定されている、「処遇改善等加算Ⅱ」で示されている額となります。

・加算対象職員数とは

加算額の算定に用いる職員の数（公定価格告示別表第二及び第三の「人数A」及び「人数B」）を指しています。

また、加算額の算定に用いる職員の数を出算するにあたっては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数を算出し、これに、「人数A」については1/3、「人数B」については1/5を乗じて得た人数（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「零」となる場合は「1」とする。）となります。

○公定価格告示別表第二及び第三（抜粋）

施設・事業所種別	処遇改善等加算Ⅱ-①	処遇改善等加算Ⅱ-②
幼稚園	50,420円×人数A	6,300円×人数B
保育所 小規模保育事業 事業所内保育事業（6名以上）	48,660円×人数A	6,080円×人数B
認定こども園（1号認定）	49,540円×人数A×1/2	6,190円×人数B×1/2
認定こども園（2・3号認定）	49,540円×人数A×1/2	6,190円×人数B×1/2
家庭的保育事業 事業所内保育事業（5名以下） 居宅訪問型保育事業	48,660円	6,080円

(2) 加算額の請求について

ア 加算対象職員数等認定の通知前までの請求について

平成 29 年 8 月分の請求までは処遇改善等加算Ⅱにおける支払いは、「暫定払い」をさせていただきます。9 月分以降は、認定後加算対象職員数等を踏まえた額により請求をしていただくこととなりますが、8 月分までの請求においては、次に指定する期日までに提出いただく「加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)」等の必要書類の提出以外、特段の手続きは不要となります。

＜「加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)」等の提出期間＞

平成 29 年 7 月 3 日(月) から平成 29 年 8 月 31 日(木) まで

イ 加算対象職員数等認定の通知後からの請求について

(ア) 平成 29 年 4 月分から 8 月分までの請求について

市からの「加算対象職員数等認定通知(処遇改善等加算Ⅱ)」を踏まえ、10 月以降のエラーフローで、過誤申立てをお願いいたします。

(イ) 平成 29 年 9 月分以降の請求について

市からの「加算対象職員数等認定通知(処遇改善等加算Ⅱ)」を踏まえ、10 月以降の早期フロー、通常フローで、請求をお願いします。

なお、請求手続きの具体的な内容については別途ご連絡いたします。

(3) 加算対象職員数認定及び賃金改善計画について

市が「加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)」を審査し、「適用する加算対象職員数」を認定します。賃金改善を実施する場合は、市が認定した「適用する加算対象職員数」を踏まえ、「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)」を策定してください。

* 市からの「処遇改善等加算Ⅱにおける適用する加算対象職員数の認定通知」の時期は、平成 29 年 8 月以降を予定しています。審査終了次第、順次通知してまいります。

その後、策定した「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)」をもとに 1 年をとおして処遇改善を行います。

(注) 処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善を実施しない場合は、10 月以降のエラーフローにおいて、4 月から遡って、暫定払いをさせていただいた額についての過誤申立てをしていただく必要がございます。お手数かけ申し訳ございませんがご協力願います。

2 加算認定申請（処遇改善等加算Ⅱ）について

<提出書類>

●全施設・事業所

- 1 「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）」
- 2 「各月平均の児童数の年齢別児童数」を採用した場合、その算出方法を示した書類
- 3 「経験年数」の根拠となる書類
- 4 「加算対象人数の基礎となる職員数」の算出方法を示した書類
- 5 「平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの加算見込額積算表」

- * 3 「経験年齢」の根拠となる書類は、「加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」をもって市が確認をするため、提出済の場合は省略します。
- * 4 「加算対象人数の基礎となる職員数」の算出方法を示した書類は、「積算表」をもって市が確認をするため、提出は省略します。

（1）加算対象職員数の算出について

ア 加算対象職員数とは（再掲）

加算認定申請（処遇改善等加算Ⅱ）をするにあたり、「加算対象職員数」の算出が必要となります。

加算額の算定に用いる職員の数（公定価格告示別表第二及び第三の「人数A」及び「人数B」）については、施設・事業所の種類ごとに「(参考) 加算対象職員数（「人数A」、「人数B」）の算定の基礎となる職員数 算定表」の右欄により算出される人数を基礎とし、これに、「人数A」については $1/3$ 、「人数B」については $1/5$ を乗じて得た人数となります。

ただし、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業所について、この加算を算定する場合は、「人数A」及び「人数B」のいずれか一方を「1」とし、他方を「零」とします。

また、算出に当たって使用する年齢別児童数は、「当該年度4月時点」または「各月平均」の年齢別児童数、各種加算の適用状況については当該年度4月時点における適用状況によります。

（ア）加算の要件について

当該年度の状況を元に「該当」「非該当」の選択をお願いします。

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を行う場合は「該当」、実施しない場合は「非該当」となります。

(イ) 年齢別児童数について

○年齢別児童数の考え方

・当該年度4月時点の年齢別児童数

平成29年4月の初日の利用の子ども数

・各月平均の年齢別児童数

はじめに、平成28年5月から平成29年3月までの初日の利用の子ども数について、平成28年4月時点からの増減率を算出します。この増減率を平成29年4月の初日の利用子ども数に乗じて、各月利用の子ども数を算定します。その合計を12で除して算出した数。

* 各月平均の年齢別児童数を算定に用いる場合は、その算出方法を示した書類の添付が必要となります。

(ウ) 各種加算の適用状況について

各加算の当該年度4月時点における適用状況を元に「有」「無」の選択をします。

なお、各種加算の適用状況については、29年4月の「公定価格加算・調整項目届出書」をご参照いただくことを推奨します。

(エ) 加算対象職員数（「人数A」及び「人数B」）の算定の基礎となる職員数について
加算対象職員数（以下、副主任保育士等の数を「人数A」、職務分野別リーダー等の数を「人数B」という。）の算定については、施設・事業所ごとに算定する基準が異なります。

「人数A」、「人数B」の算定の基礎となる数は、各施設・事業所における職員配置基準や公定価格における各加算・調整を踏まえ、配置した職員数相当をベースに、幼稚園、保育所、認定こども園については、利用定員別に規定されている値、地域型保育事業については規定された値を加え算定されます。（詳細については次頁参照）

・ 副主任保育士等

副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー及びこれらに相当する職位

・ 職務分野別リーダー等

職務分野別リーダー、若手リーダー及びこれらに相当する職位

(参考) 加算対象職員数(「人数A」、「人数B」)の算定の基礎となる職員数 算定表

○平成29年4月27日付「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(府子本第357号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)(抜粋)

特定教育・保育施設等の種類	「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数
幼稚園	<p>以下のaからgの合計に、定員35人以下の場合は1.2、定員36人～90人の場合は1.4、定員91人～120人の場合は2.2、定員121人～300人の場合は3、定員301人以上の場合は2を加え、h及びiの合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>b チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>c 通園送迎加算を受けている場合 定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5</p> <p>d 給食実施加算を受けている場合 定員150人以下は1、定員151人以上は2</p> <p>e 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1</p> <p>f 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>g 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>h 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>i 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要教員数－配置教員数)</p>
保育所	<p>以下のaからfの合計に、定員40人以下の場合は1.5、定員41人～90人の場合は2.5、定員91人～150人の場合は2.3、定員151人以上の場合は3.3を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>ただし、3歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 $\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>c 主任保育士専任加算を受けている場合 1</p>

	<p>d 事務職員雇上加算を受けている場合 0.3</p> <p>e 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>f チーム保育推進加算を受けている場合 1</p>
認定こども園	<p>以下の a から m の合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、n から p の合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数 (保育認定子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>※2 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満 3 歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>ii) 3 歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満 3 歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出</p> <p>b 非常勤講師 (1 号定員 35 人以下又は 121 人以上に限る) 0.8</p> <p>c 休けい保育士 2・3 号定員 90 人以下は 1、91 人以上は 0.8</p> <p>d 調理員 2・3 号定員 40 人以下は 1、41 人以上 150 人以下は 2、151 人以上は 3</p> <p>e 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>f 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合 1 号定員 150 人以下は 0.8、定員 151 人以上は 1.5</p> <p>i 給食実施加算を受けている場合 1 号定員 150 人以下は 1、定員 151 人以上は 2</p> <p>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>n 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>o 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数 (必要代替保育教諭等数-配置代替保育教諭等数)</p> <p>p 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要保育教諭等数-配置保育教諭等数)</p>
小規模保育事業所 (A 型、B 型)	<p>以下の a から c の合計に 1.3 を加え、d を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1$ (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 $\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{障害児数 \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1$ (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p>

		<p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
小規模保育事業所 (C型)		<p>以下の a、b の合計に 1.6 を加え、c を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 子ども 3 人につき 1 人 (家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人) (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 {グループの利用子ども数 (障害児を除く) × 1/5 (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {障害児数 × 1/2 (同)} (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
事業所内保育事業所 (利用定員 6 人以上)	事業所内保育事業所 (A 型、B 型)	<p>以下の a から c の合計に 1.3 を加え、d を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {1, 2 歳児数 × 1/6 (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {0 歳児数 (同) × 1/3 (同)} + 1 (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 {1, 2 歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {0 歳児数 (同) × 1/3 (同)} + {障害児数 × 1/2 (同)} + 1 (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
	事業所内保育事業所 (20 人以上)	<p>以下の a から c の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、41 人～90 人の場合は 2.5 を加え、d を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {1, 2 歳児数 × 1/6 (同)} + {0 歳児数 × 1/3 (同)} (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 {1, 2 歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {0 歳児数 (同) × 1/3 (同)} + {障害児数 × 1/2 (同)} (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 定員 40 人以下 1 定員 41 人以上 2</p>

(オ) 加算対象職員数の算出方法イメージ

*HPに掲載する「平成 29 年度 処遇改善等加算 I 及び II の加算見込額積算表」で簡易に算出できます。

【例①】 保育所の場合（定員 70 名）

（3 歳児配置改善加算あり、主任保育士専任加算あり、事務職員雇上加算あり、標準時間認定児童あり）

4 月 1 日の利用児童数		国基準保育士数	標準時間対応分	主任保育士分	事務職員分	利用定員数に基づく職員数	合計
0 歳児	6 人	2 人					
1 歳児	12 人	4 人					
2 歳児	12 人						
3 歳児	13 人	0.8 人					
4 歳児	13 人	0.9 人					
5 歳児	14 人						
合計	70 人	8 人	1.4 人	1 人	0.3 人	2.5 人	13.2 人

★算出基礎となる人数 = 13 人（13.2 人を四捨五入した人数）

「人数 A」 = $13 \times 1 / 3 = 4$ 人（4.3 人を四捨五入した人数）

「人数 B」 = $13 \times 1 / 5 = 3$ 人（2.6 人を四捨五入した人数）

★加算見込額（月額）

3,040 円（1 人あたり単価） × 70 人 = 212,800 円

・ 処遇改善等加算 II - ①	48,660 円 × 4 人 = 194,640 円	212,880 円（①②合計額） ÷ 70 人（利用児童数） = <u>3,040 円（1 人あたり単価）</u>
・ 処遇改善等加算 II - ②	6,080 円 × 3 人 = 18,240 円	

【例②】幼稚園の場合（定員180名）

（3歳児配置改善加算あり、主幹教諭等専任加算あり、チーム保育加配加算3人、給食実施加算あり）

4月1日の 利用児童数		国基準 幼稚園教諭数	主幹 教諭分	チーム保育 加配加算分	給食実施 加算分 ※定員による	利用定員数に 基づく職員数	合計
3歳児	60人	4人					
4歳児	60人	4人					
5歳児	60人						
合計	180人	8人	1人	3人	2人	3人	17人

★算出基礎となる人数＝17人

「人数A」＝ $17 \times 1 / 3 = 6$ 人（5.6人を四捨五入した人数）

「人数B」＝ $17 \times 1 / 5 = 3$ 人（3.4人を四捨五入した人数）

★加算見込額（月額）

1,780円（1人あたり単価）×180人＝320,400円

・ 処遇改善等加算Ⅱ－①	$50,420 \text{円} \times 6 \text{人} = 302,520 \text{円}$	321,420円（①②合計額） ÷180人（利用児童数） ＝ <u>1,780円（1人あたり単価）</u>
・ 処遇改善等加算Ⅱ－②	$6,300 \text{円} \times 3 \text{人} = 18,900 \text{円}$	

【例③】認定こども園の場合（定員240名（1号定員180名、2・3号定員60名）
（3歳児配置改善加算あり、学級編成調整加配加算あり、チーム保育加配加算3人、
給食実施加算あり、標準時間認定児童あり）

4月1日の 利用児童数		国基 準 保 育 教 諭 数	標 準 時 間 対 応 分	学 級 編 成 調 整 加 配 加 算 分	チ ー ム 保 育 加 配 加 算 分	給 食 実 施 加 算 分 ※ <u>定員</u> による	休 け い 保 育 士 分	調 理 員 分	非 常 勤 講 師 分	事 務 職 員 配 置 加 算 分	利 用 定 員 数 に 基 づく 職 員 数	合 計
0歳児 (3号)	6人	2人										
1歳児 (3号)	12人	4人										
2歳児 (3号)	12人											
3歳児 (1号)	60人	5人										
3歳児 (2号)	15人											
4・5歳 児(1号)	120人	4.5 人										
4・5歳 児(2号)	15人											
合計	240人	16 人	1.4 人	1人	3人	2人	1 人	2 人	0.8人	0.8人	2.2人	30.2 人

★算出基礎となる人数=30人（30.2人を四捨五入した人数）

「人数A」=30×1/3=10人

「人数B」=30×1/5=6人

★加算見込額（月額）

1,470円（1号・1人当たり単価）×180人+

4,430円（2・3号・1人当たり単価）×60人=530,400円

1号 ・処遇改善等加算Ⅱ-①	49,540円×10人× 1/2=247,700円	266,270円（①②合計額） ÷180人（利用児童数） =1,470円（1人当たり単価）
1号 ・処遇改善等加算Ⅱ-②	6,190円×6人×1/2 =18,570円	
2・3号 ・処遇改善等加算Ⅱ-①	49,540円×10人× 1/2=247,700円	266,270円（①②合計額） ÷60人（利用児童数） =4,430円（1人当たり単価）
2・3号 ・処遇改善等加算Ⅱ-②	6,190円×6人×1/2 =18,570円	

【例④】家庭的保育事業の場合

(定員・利用児童数5名で経験年数7年以上の職員がいる場合)

★家庭的保育事業の場合は、「人数A」及び「人数B」のいずれか一方を「1」とし、他方を「0」とします。この場合は、経験年数7年以上の職員がいるため、「人数A」を「1」とし、「人数B」を「0」とします。

★加算見込額(月額) 9,730円(1人あたり単価) × 5人 = 48,650円

・ 処遇改善等加算Ⅱ-①	48,660円 × 1人 = 48,660円	48,660円(①②合計額) ÷ 5人(利用児童数) = <u>9,730円(1人あたり単価)</u>
・ 処遇改善等加算Ⅱ-②	6,080円 × 0人 = 0円	

**【例⑤】小規模保育事業(A型・B型)・事業所内保育事業(定員19人以下)の場合
(定員19名)(標準時間認定児童あり)**

4月1日の 利用児童数		国基準 保育士数	標準時間 対応分	事業種別に 基づく職員数	合計
0歳児	6人	2人			
1歳児	6人				
2歳児	7人				
合計	19人	5人 (配置基準の+1人含む)	0.4人	1.3人	6.7人

★算出基礎となる人数 = 7人(6.7人を四捨五入した人数)

「人数A」 = $7 \times 1 / 3 = 2$ 人(2.3人を四捨五入した人数)

「人数B」 = $7 \times 1 / 5 = 1$ 人(1.4人を四捨五入した人数)

★加算見込額(月額)

5,440円(1人あたり単価) × 19人 = 103,360円

・ 処遇改善等加算Ⅱ-①	48,660円 × 2人 = 97,320円	103,400円(①②合計額) ÷ 19人(利用児童数) = <u>5,440円(1人あたり単価)</u>
・ 処遇改善等加算Ⅱ-②	6,080円 × 1人 = 6,080円	

【例⑥】小規模保育事業（C型）の場合（定員10名）（標準時間認定児童あり）

4月1日の 利用児童数		国基準 家庭的保育者数（3：1）	標準時間 対応分	事業種別に 基づく職員数	合計
0歳児	10人	3.3人			
1歳児					
2歳児					
合計	10人	3.3人	0.4人	1.6人	5.3人

★算出基礎となる人数＝5人（5.3人を四捨五入した人数）

「人数A」＝ $5 \times 1 / 3 = 2$ 人（1.6人を四捨五入した人数）

「人数B」＝ $5 \times 1 / 5 = 1$ 人

★加算見込額（月額）

10,340円（1人当たり単価） $\times 10$ 人＝103,400円

・処遇改善等加算Ⅱ－①	48,660円 $\times 2$ 人＝ 97,320円	103,400円（①②合計額） $\div 10$ 人（利用児童数） ＝ <u>10,340円（1人当たり単価）</u>
・処遇改善等加算Ⅱ－②	6,080円 $\times 1$ 人＝ 6,080円	

3 賃金改善計画書について

<提出書類>

●全施設・事業所

- 1 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）
 - 2 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）（副主任保育士等 内訳書）
 - 3 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）（職務分野別リーダー等 内訳書）
 - 4 賃金改善確認書
 - 5 平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの加算見込額積算表
- * 5 「平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの加算見込額積算表」については、「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）」の提出の際にいただいた積算表をもって市が確認をするため、提出は省略します。

（１）賃金改善の要件

賃金改善を実施し、賃金改善要件の適用を受ける各施設・事業所は「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を策定し、職員に周知した旨の同意を得た上で市に提出します。

計画策定にあたっては、『平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの加算見込額積算表』で算出した「加算見込額」以上の賃金改善見込額を積算し、それに基づく改善を行うことが必要です。

給与の改善方法や改善額及び改善を行う職員の範囲は、要件をこえない範囲で、施設・事業所の実情に応じて決定します。

※平成 29 年度の「平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの加算見込額積算表」はHPに掲載いたします。

ア 賃金改善の対象範囲

各施設・事業所に勤務する職員で、職種を問わず対象です。

イ 賃金改善の要件

次にあげる要件をすべて満たさなければいけません。

（ア）賃金改善の基準年度について

加算対象職員の 28 年度に実際に支払われた賃金に対して改善することとなります。

（イ）各施設・事業所において「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を作成し、職員全員に周知し、賃金改善に要する見込みである賃金改善見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む）が加算見込額以上であること。

> 副主任保育士等 賃金改善見込額 \geq 加算見込額

> 職務分野別リーダー等 賃金改善見込額 \geq 加算見込額

ウ 賃金改善を行う給与項目と改善内容

「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」には、賃金改善を行う項目の種類（基本給や手当）及び金額、賃金改善の方法を具体的に記載します。

改善の実施内容によっては、給与規程の変更や、社会福祉法人等の場合は理事会での承認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

（参考）副主任保育士等に係る賃金改善額の配分イメージ（法定福利費等の事業主負担額を除く）

【例①の保育所の場合】「人数A」・・・4人、「人数B」・・・3人

加算見込額（法定福利費等除く）・・・175,000円/月

＜パターン1＞：原則どおり月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施

★保育士A～Dには月額4万円の賃金改善、E～Gには月額5千円の賃金改善

- ・保育士A（経験年数 15年：副主任保育士を発令）…40,000円
- ・保育士B（経験年数 12年：専門リーダーを発令）…40,000円
- ・保育士C（経験年数 10年：専門リーダーを発令）…40,000円
- ・保育士D（経験年数 8年：専門リーダーを発令）…40,000円
- ・保育士E（経験年数 6年：職務分野別リーダー（乳児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士F（経験年数 5年：職務分野別リーダー（障害児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士G（経験年数 3年：職務分野別リーダー（幼児保育）を発令）…5,000円

配分額合計・・・175,000円

＜パターン2＞：月額4万円の配分については、各幼稚園・保育所等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長及び職務分野別リーダー・若手リーダー※を除く）にも配分（月額5千円以上～4万円未満）。

ただし、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、「人数A」の1/2（端数切り捨て）は確保

★保育士A～Bには月額4万円の賃金改善（4人の1/2で2人は4万円の改善を確保）、C、D、H、Iには月額2万円の賃金改善、E～Gには月額5千円の賃金改善

- ・保育士A（経験年数 15年：副主任保育士を発令）…40,000円
- ・保育士B（経験年数 12年：専門リーダーを発令）…40,000円
- ・保育士C（経験年数 10年：専門リーダーを発令）…20,000円
- ・保育士D（経験年数 8年：専門リーダーを発令）…20,000円
- ・保育士H（経験年数 7年：専門リーダーを発令）…20,000円
- ・看護師I（経験年数 7年：専門リーダーを発令）…20,000円
- ・保育士E（経験年数 6年：職務分野別リーダー（乳児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士F（経験年数 5年：職務分野別リーダー（障害児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士G（経験年数 3年：職務分野別リーダー（幼児保育）を発令）…5,000円

配分額合計・・・175,000円

エ 賃金改善計画の職員への周知

各施設・事業所は全職員に対して、賃金改善計画を周知しなければなりません。全職員に説明をした後、「賃金改善確認書（処遇改善等加算Ⅱ）」により、賃金改善の対象者から署名をもらい、写しを取った上で原本を市に提出します。

※実績報告の際は、賃金改善の対象者から再度、署名をもらうこととなりますので、写しは必ず保管してください。

(2) 賃金改善を行う場合の加算見込額の算定

賃金改善要件を満たすためには、算出した「人数A」、「人数B」により計算した「加算見込額」以上の賃金改善計画を策定する必要があります。

ア 加算見込額の算定

加算見込額は、以下の①及び②の合計額となります。

①副主任保育士等

公定価格告示別表第二、第三において

処遇改善等加算Ⅱ－①に規定する額×実施月数×人数A（千円未満の端数は切り捨て）

②職務分野別リーダー等

公定価格告示別表第二、第三において

処遇改善等加算Ⅱ－②に規定する額×実施月数×人数B（千円未満の端数は切り捨て）

<加算見込額算定方法>

市ホームページに掲載している「平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの加算見込額積算表」を元に算出をお願いします。

イ 賃金改善見込額

賃金改善見込額は、(2)アで算定した加算見込額以上になるように『賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）』を策定します。賃金改善見込額は、以下の①及び②の合計額となります。

①各施設・事業所において賃金改善実施期間における副主任保育士等に係る賃金改善に要する見込額の総額

（基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額を除く。）

②各施設・事業所において賃金改善実施期間における職務分野別リーダー等に係る賃金改善に要する見込額の総額

（基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額を除く。）

(3) 賃金改善計画書の提出

提出時期は、平成 29 年 10 月頃からを予定しておりますが、別途ご案内します。

4 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）について

<提出資料>

●全施設・事業所

- 1 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）
- 2 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）（副主任保育士等 内訳書）
- 3 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）（職務分野別リーダー等 内訳書）
- 4 賃金改善確認書

（1）賃金改善実績の報告

策定した賃金改善計画に基づき、賃金改善を実施します。その実績を『賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）』にて市に報告します。

『賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）』には、

- ① 加算実績額
- ② 「人数A」及び「人数B」の数
- ③ 賃金改善実施期間
- ③ 実施した賃金改善の方法
- ④ 賃金改善を実施した職種等並びにその金額及び人数
- ⑤ 賃金改善に要した費用の総額
- ⑥ 加算実績額と賃金改善に要した費用の差額（＝残額）
- ⑦ 支払った給与項目と実施した賃金改善の具体的な方法などを記載します。

（2）賃金改善実績確認のための加算実績額

加算実績額は、当該年度における処遇改善等加算Ⅱの総額（実績）となります。賃金改善実施期間における給付費の総額を翌年度6月以降に市から別途通知します。通知された金額を『賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）』内の（1）①に転記してご提出ください。

（3）賃金改善に要した費用の総額

実際に賃金改善を行った部分の人件費等（法定福利費等含む）の増分を計算してください。ただし、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額は除いてください。

例えば、ベースアップした場合はベースアップ分のみ、手当の増額の場合が増額した部分のみにかかる人件費等賃金改善の総額を計算します。

法定福利費等には、法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等）における、本事業による賃金上昇分に応じた事業主負担増加額や法人事業税における本事業による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分を含みます。

また、法定福利費等の計算にあたっては、翌月以降払いのものもあるため、合理的な方法に基づく概算によることができます。合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。

なお、任意加入とされている制度に係る増加分（退職手当共済制度等における掛金等）は法定福利費等の事業主負担分には含みません。

（４）差額について

賃金改善の実施に要した費用が、加算実績額に満たず、残額が生じている場合は、その全額を一時金等により、翌年度の賃金改善に充ててください。

（５）賃金改善実績報告書の提出

『賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）』は、加算実績額は翌年度６月以降に市から別途通知します。その後に市にご提出いただくこととなります。提出時期は、別途ご案内します。

○ 処遇改善等加算における各種書類の提出スケジュールについて

	処遇改善等加算 I				処遇改善等加算 II			
	29年度分		28年度分 (既存図のみ)		29年度分		28年度分 (既存図のみ)	
	加算率認定申請書	賃金改善計画書	賃金改善実績報告書	賃金改善計画書	加算認定申請書	賃金改善計画書	加算認定申請書	賃金改善計画書
施設・事業所	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市
施設・事業所								
施設・事業所								
施設・事業所								
4月	○提出期限							
5月								
6月								
7月	○過渡再請求 (修正ある場合)	●順次、平均年数の認定及び通知						
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
29年度								

★29年度分の処遇改善等加算 (I・II) における「賃金改善実績報告書」の提出について
 30年度6月頃から順次金額を通知する予定となっております。

I-3 様式・記入時の注意事項

第5号様式

加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）（平成 年度）

平成 年 月 日

横浜市長

積算表は7月上旬
UP予定です。

市町村	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所名称		
代表者職・氏名		

下記について、相違ないことを証明いたします。

加算の要件について

次の内容について、「該当」「非該当」を選択してください。

職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定め、すべての職員に周知している。	
--	--

加算額の算定に用いる職員数について

① 利用定員	人
② 年齢別児童数	4歳以上児 人
	3歳児 人
	うち満3歳児 人

③ 各種加算の適用状況	幼稚園	3歳児配置改善加算	
		満3歳児対応加配加算	
		チーム保育加配加算	4月1日時点の加算の有無をお選びください。各事業種別ごとに異なります。ご注意ください。
		通園送迎加算	
		給食実施加算	
		主幹教諭等専任加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		副園長・教頭配置加算を受けている場合の減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
	保育所	3歳児配置改善加算	
		保育標準時間認定の児童の有無	有
		主任保育士専任加算	有
		事務職員雇上加算	有
		休日保育加算	無
		チーム保育推進加算	無
	認定こども園	3歳児配置改善加算	
		満3歳児対応加配加算	
		保育標準時間認定の児童の有無	
		学級編制調整加配加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算	
		休日保育加算	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		副園長・教頭配置加算を受けている場合の減算	
		主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合による減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
小規模保育（A型B型）	障害児保育加算		
	保育標準時間認定の児童の有無		
	休日保育加算		
	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算		
小規模保育（C型）	障害児保育加算		
	保育標準時間認定の児童の有無		
	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算		
事業所内保育	障害児保育加算		
	保育標準時間認定の児童の有無		
	休日保育加算		
	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算		
④ 家庭的保育等の経験年数	家庭的保育	加算対象者 経験年数	
	居宅訪問型保育	加算対象者 経験年数	
⑤ 加算対象人数の基礎となる職員数		積算表から転記	
⑥ 加算対象人数	人数A(⑤×1/3)	自動計算	人
	人数B(⑤×1/5)	自動計算	人

1 加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）

(1) 加算の要件について

「該当」「非該当」を選択してください。「非該当」の場合は、これ以降の記入は必要ありません。なお、「非該当」の場合は、処遇改善等加算Ⅱの仮単価による支払いは4月分から実施していますので、すでにお支払いした分を返金していただくこととなりますので、ご了承ください。

(2) 加算額の算定に用いる職員数について

① 利用定員

② 年齢別児童数

「年齢別児童数4月時点」又は「各月平均の年齢別児童数」を入力してください。「各月平均の年齢別児童数」を入力した場合は、算出方法を示した書類を添付してください。

満3歳児の人数の記入は、幼稚園及び認定こども園のみ入力してください。

③ 各種加算の適用状況

各種加算は、「4月時点における適用状況」を入力してください。

事業種別にご注意の上、選択してください。

④ 家庭的保育等の経験年数

家庭的保育事業、事業所内保育事業所（利用定員5人以下）又は居宅訪問型保育事業のみ加算対象者の経験年数を入力してください。

⑤ 加算対象人数の基礎となる職員数

HPに掲載する「処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの積算表」（以下「積算表」という。）にて「加算対象人数の基礎となる職員数」を確認し、転記してください。積算表も挙証資料として提出してください。市で積算表の内容を確認します。

⑥ 加算対象人数

「人数A」及び「人数B」はともに自動的に計算されます。

賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）（平成 年度）

平成 年 月 日

横浜市長

積算表は7月上旬
UP予定です。

市町村	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所名称		
代表者職・氏名	印	

下記について、相違ないことを証明いたします。

(1) 賃金改善について

①	加算見込額	自動計算	2,684,000円
②	賃金改善見込総額※1	自動計算	2,687,620円
③	賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	

※1 法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額を除く。(2)(3)において同じ。

原則、賃金改善見込総額は、加算見込額以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、加算見込額を下回することは差支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について

①	加算見込額	積算表から転記	2,440,000円
	加算見込額の算出式	積算表参照	
賃金改善を行う方法(第6号様式(添付書類))			
②	賃金改善見込額	自動計算	2,400,000円
	上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増	自動計算	43,300円
	合計(賃金改善見込総額)	自動計算	2,443,300円

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について

①	加算見込額	積算表から転記	244,000円
	加算見込額の算出式	積算表参照	
賃金改善を行う方法(第6号様式(添付書類))			
②	賃金改善見込額	自動計算	240,000円
	上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増	自動計算	4,320円
	合計(賃金改善見込総額)	自動計算	244,320円

2 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）

賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）を記載する前に、「積算表」を完成させてください。その後、「加算見込額」を賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）に転記し、本様式を完成させてください。

(1) 賃金改善について

① 加算見込額

(2)(3)①「加算見込額」を入力すると自動的に入力されます。「積算表」で算出した金額と同額か確認してください。

② 賃金改善見込額総額

(2)(3)②「賃金改善見込総額」を入力すると自動的に入力されます。

※法定福利費等の事業主負担増加額を含みます。

※原則、「賃金改善見込額総額」は、「加算見込額」以上であることが必要です。

法定福利費等の事業主増加額が少ないことにより、加算見込額を下回することは差支えありません。その場合、差額を別途職員の処遇改善に充ててください。

③ 賃金改善実施期間

賃金改善を実施する月から当該年度の3月までの期間を記入してください。

（4月から遡って賃金改善を行う場合の開始月は「4月」となります。）

※処遇改善等加算Ⅱの仮単価による支払いは4月分から実施していますので、4月から遡って賃金改善を行わない場合や加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）の「加算の要件」を「非該当」とした場合には、すでにお支払いした分を返金していただくこととなりますので、ご了承ください。

(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について

① 加算見込額

「積算表」から転記してください。

加算見込額の算出式は「積算表」を添付することで代用しますので、記入は必要ありません。「積算表」を必ず提出してください。

② 賃金改善を行う方法

「賃金改善見込額」「上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増」「合計（賃金改善見込総額）」を記入してください。

ただし、「賃金改善見込額」は賃金改善計画書添付資料（処遇改善等加算Ⅱ）を入力することで自動的に入力されます。「合計（賃金改善見込総額）」も自動的に算出されます。

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について

(2)参照



(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)

記載例に従って、下記の表に記載すること(職名・職種・改善する給与項目、算出方法が同じ場合には、まとめて記載すること)。

番号	職名	職種	改善する給与項目	賃金改善見込額の算出方法
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000 円 × 12 月 × 2 人 = 960,000 円
例2	専門リーダー	保育士	手当	40,000 円 × 12 月 × 1 人 = 480,000 円
例3	専門リーダー	保育士	基本給	40,000 円 × 12 月 × 1 人 = 480,000 円
例4	専門リーダー	調理員	基本給	40,000 円 × 12 月 × 1 人 = 480,000 円
1				円 × 月 × 人 = 0 円
2				円 × 月 × 人 = 0 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
19				円 × 月 × 人 = 0 円
20				円 × 月 × 人 = 0 円
上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増				43,300円
合計(賃金改善見込総額)				2,443,300円

※本表に記載の無い項目(役割、経験年数等)について資料を添付することは不要。

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)

記載例に従って、下記の表に記載すること(職名・職種・改善する給与項目、算出方法が同じ場合には、まとめて記載すること)。

番号	職名	職種	改善する給与項目	賃金改善見込額の算出方法
例1	〇〇〇リーダー	保育士	基本給	5,000 円 × 12 月 × 2 人 = 120,000 円
例2	△△△リーダー	事務員	手当	5,000 円 × 12 月 × 1 人 = 60,000 円
例3	□□□リーダー	調理員	基本給	5,000 円 × 12 月 × 1 人 = 60,000 円
1				円 × 月 × 人 = 0 円
2				円 × 月 × 人 = 0 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
19				円 × 月 × 人 = 0 円
20				円 × 月 × 人 = 0 円
上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増				4,320円
合計(賃金改善見込総額)				244,320円

※本表に記載の無い項目(役割、経験年数等)について資料を添付することは不要。

3 賃金改善計画書添付資料（処遇改善等加算Ⅱ）

(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）

記載例を参考に、「職名」「職種」「改善する給与項目」「賃金改善見込額の算出方法」を記入してください。

「上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増」を入力すると、「合計（賃金改善総額）」が自動的に算出されます。

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）

(2) 参照

賃金改善確認書(処遇改善等加算Ⅰ及びⅡ)(平成 年度)

平成 年 月 日

横浜市長

市町村	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所名称		
代表者職・氏名		印

□『賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅰ)(第2号様式の1)』『賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)(第6号様式)』に基づき、賃金改善が行われることの説明を受けました。

□『賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅰ)(第4号様式の1)』『賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)(第7号様式)』に基づき、賃金改善が行われたことを確認いたしました。

NO	I・II 注5	雇用形態	職種	確認日	実施計画時 氏名(自署)	確認日	実績報告時 氏名(自署)
例	I・II	常勤	保育士	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	横浜 太郎	平成 ● 年 ● 月 ● 日	横浜 太郎
1				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
2				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
3				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
4				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
5				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
6				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
7				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
8				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
9				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
10				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
11				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
12				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
13				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
14				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
15				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
16				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
17				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
18				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
19				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
20				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
				平成 年 月 日		平成 年 月 日	
				施設・事業所名 代表者名	印	施設・事業所名 代表者名	印

- 注1) 「職種」欄には、「園長・施設長」「副園長・教頭」「保育教諭」「教諭」「保育従事者(無資格)」「栄養士」「調理員」「保健師・助産師・看護師・准看護師」「事務職員」「家庭的保育者」「家庭的保育補助者」「子育て支援員」「その他の職員」の中から選択し、記入すること。
- 注2) 代表者は策定した「賃金改善計画」について、施設・事業所に勤務するすべての職員に対し周知した後、賃金改善の対象となる職員から、上記「実施計画時」欄に自署で署名を受けること。
- 注3) 署名後、写しをとり保管すること。計画書提出時には原本を送付すること。
- 注4) 代表者は賃金改善実施後、実績報告時には、賃金改善計画時に保管していた「実施計画時欄に自署で署名が書かれた写し」の「実績報告時」欄に自署で署名を受け、『賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅰ)(第4号様式の1)』『賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)(第7号様式)』に添付し提出すること。
- 注5) 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡどちらの対象者なのかを明記してください。なお、両方対象の場合は、「I・II」と記載してください。

4 賃金改善確認書（処遇改善等加算Ⅰ及びⅡ）

法人の代表者は、『賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）』で計画した内容について、施設・事業所に勤務するすべての職員に対し周知し、『賃金改善確認書（処遇改善等加算Ⅰ及びⅡ）』に賃金改善の対象となる職員から署名を受けてください。署名後は、写しをとり保管してください。原本を市に提出してください。

賃金改善後は、賃金改善をした職員から、写しの右の「実績報告時氏名（自署）」に署名を受け、実績報告とともに提出してください。

※ 処遇改善等加算ⅠとⅡの賃金改善確認書を2枚提出しても、まとめて1枚で提出しても差し支えありません。

(1) Ⅰ・Ⅱ

処遇改善等加算Ⅰの対象となる職員は「Ⅰ」、処遇改善等加算Ⅱの対象となる職員は「Ⅱ」、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの対象となる職員は「Ⅰ・Ⅱ」と記入してください。

(2) 雇用形態

「常勤」「非常勤」「派遣（常勤）」「派遣（非常勤）」のうちいずれかを記入してください。

(3) 職種

注1に記載されている職種のうちいずれかを記入してください。

(4) 確認日

ア 計画時

賃金改善の対象となる職員に対しての賃金改善計画の内容を説明後、「実施計画時」に署名を受けた日を「確認日」として記入してください。

イ 実績報告時

賃金改善の対象となる職員に対する賃金改善計画期間中の賃金改善を実施した最終日以降で、実施した各職員の確認の署名を受けた日を「確認日」として記入してください。

(5) 氏名（自署）

ア 計画時

施設・事業所に勤務する全職員に周知をした後、賃金改善の対象となる職員から、「実施計画時」に自署により氏名の記入を受けてください。

イ 実績報告時

賃金改善期間中の最終の賃金改善実施後、賃金改善を実施した職員から、アの写しの「実績報告時」に自署により氏名の記入を受けてください。

(6) 施設名・代表者名

ア 計画時

賃金改善計画の説明を行い、賃金改善の対象となる職員全員からの署名による確認後、最終確認日を記入し、施設名、賃金改善計画を策定した代表者（責任者）の記名押印をしてください。

イ 実績報告時

賃金改善を実施した職員全員からの署名による確認後、賃金改善実績報告書を作成した代表者（責任者）の記名押印をしてください。

※代表者（責任者）は、原則給付費等の請求者と同様としてください。

第7号様式

賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）（平成 年度）

平成 年 月 日

横浜市長

市町村	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所名称		
代表者職・氏名	印	

下記について、相違ないことを証明いたします。

(1) 賃金改善実績

①	加算実績額		円
	「人数A」の人数		人
	「人数B」の人数		人
②	賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	

(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について

賃金改善を行う方法（第8号様式の2参照）		
賃金改善額	自動計算	2,400,000円
上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増	自動計算	43,300円
合計（賃金改善総額）	自動計算	2,443,300円

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について

賃金改善を行う方法（第8号様式の2参照）		
賃金改善額	自動計算	240,000円
上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増	自動計算	4,320円
合計（賃金改善総額）	自動計算	244,320円

(4) 賃金改善に要した費用の総額について

①	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額を除く。ア、イにおいて同じ。)		円
	ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額		円
	イ 平成 年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額		円
	(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額		円
②	加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額 ((1)① - (4)①) (残額が生じた場合のみ)	自動計算	円
	支払った給与の項目 具体的な支払方法	基本給、手当()、賞与(一時金)、その他()	

5 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

(1) 賃金改善実績額

① 加算実績額

「加算実績額」「人数A」「人数B」を記入してください。

② 賃金改善実施期間

賃金改善を実施した月から当該年度の3月までの期間を入力してください。

(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について

実施した賃金改善の方法について、「賃金改善額」「上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増」「合計（賃金改善総額）」を記入してください。

ただし、「賃金改善額」は実績報告添付資料（処遇改善等加算Ⅱ）を入力することで自動的に入力されます。「合計（賃金改善総額）」も自動的に算出されます。

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について

(2)参照

(4) 賃金改善に要した費用の総額について

① 賃金改善に要した費用の総額

法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額は除いてください。（アイも同様）

ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額

イ 平成 年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（年度を記載してください。）

（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額

② 「加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額（(1)①-(4)①）（残額が生じた場合のみ）」：自動的に算出されます。

「支払った給与の項目」：基本給、手当、賞与（一時金）、その他から選択してください。

「具体的な支払方法」：具体的に支払った方法を記入してください。



(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)

記載例に従って、下記の表に記載すること(職名・職種・改善する給与項目、算出方法が同じ場合には、まとめて記載すること)。

番号	職名	職種	改善する給与項目	賃金改善額の算出方法
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000 円 × 12 月 × 2 人 = 960,000 円
例2	専門リーダー	保育士	手当	40,000 円 × 12 月 × 1 人 = 480,000 円
例3	専門リーダー	保育士	基本給	40,000 円 × 12 月 × 1 人 = 480,000 円
例4	専門リーダー	調理員	基本給	40,000 円 × 12 月 × 1 人 = 480,000 円
1				円 × 月 × 人 = 0 円
2				円 × 月 × 人 = 0 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
19				円 × 月 × 人 = 0 円
20				円 × 月 × 人 = 0 円
上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増				43,300円
合計(賃金改善総額)				2,443,300円

※本表に記載の無い項目(役割、経験年数等)について資料を添付することは不要。

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)

記載例に従って、下記の表に記載すること(職名・職種・改善する給与項目、算出方法が同じ場合には、まとめて記載すること)。

番号	職名	職種	改善する給与項目	賃金改善額の算出方法
例1	〇〇〇リーダー	保育士	基本給	5,000 円 × 12 月 × 2 人 = 120,000 円
例2	△△△リーダー	事務員	手当	5,000 円 × 12 月 × 1 人 = 60,000 円
例3	□□□リーダー	調理員	基本給	5,000 円 × 12 月 × 1 人 = 60,000 円
1				円 × 月 × 人 = 0 円
2				円 × 月 × 人 = 0 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
19				円 × 月 × 人 = 0 円
20				円 × 月 × 人 = 0 円
上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増				4,320円
合計(賃金改善総額)				244,320円

※本表に記載の無い項目(役割、経験年数等)について資料を添付することは不要。

6 実績報告添付資料（処遇改善等加算Ⅱ）

(2) 副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）

記載例を参考に、「職名」「職種」「改善した給与項目」「賃金改善額の算出方法」を記入してください。

「上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増」を入力すると、「合計（賃金改善総額）」が自動的に算出されます。

(3) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）

(2) 参照

保育エキスパート等研修について（案）

1. 内容

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、一定の経験を積んだ保育士等を対象に、乳児保育、障害児保育、食育・アレルギーなど各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。

研修の修了により、施設型給付等における処遇改善（月額4万円・5千円）の対象となる。なお、平成29年度は研修を修了していなくても処遇改善を受けられる経過措置あり。

2. 対象者

(1) 対象施設（すべて民間）

保育所、認定こども園、地域型保育事業

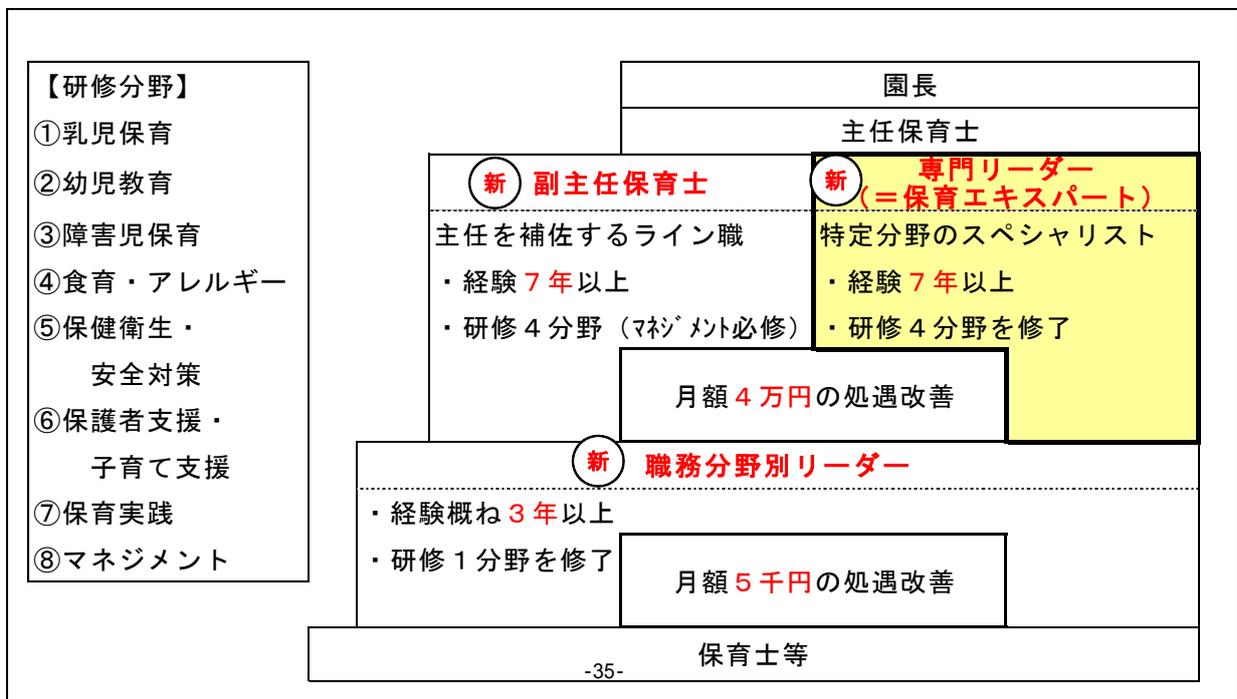
(2) 対象となる職種

以下の新たな職に就く予定の保育士・保育教諭等

(3) 新たな職名

経験年数 (処遇改善額)	保育士等	必要な研修分野
経験7年以上 (月額4万円)	副主任保育士 (主任保育士を補佐するライン職)	マネジメント+3分野
	専門リーダー (専門分野に特化したスタッフ職)	4分野
経験3年以上 (月額5千円)	職務分野別リーダー	1分野

(参考) 平成29年度内閣府予算案（子ども・子育て支援新制度関連）抜粋



3. 研修分野・内容・時間数

- ・ 保育現場において専門的な対応が求められている分野、リーダー的職員の育成、現場経験の少ない保育士等のための実践的分野など以下のとおり。
- ・ 研修内容は、別紙の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき実施。
- ・ 研修時間は、15 時間以上（3 日程度）を予定。
- ・ 同内容の研修を、地域を変えて、複数回実施する予定。

保育士等	
1	幼児教育
2	障害児保育
3	食育・アレルギー
4	保健衛生・安全対策
5	保護者支援・子育て支援
6	保育実践
7	マネジメント
8	乳児保育

4. 今後のスケジュール

平成 29 年 4 月 1 日 国ガイドライン策定
4 月～ 研修委託機関選定、カリキュラム検討
夏～秋以降 研修開始

5. その他

(1) 研修修了の情報管理

研修修了者には修了証を発行し資格認定するとともに、取得した知識・技能を可視化する（例：エキスパート等ハンドブック）ことも検討。全国で有効な資格となるよう情報を一元化する見込み。

(2) 既存の研修との関係

県が実施する研修のほか、市町村や保育士養成施設等で実施している同様の分野の研修について、国が示すガイドラインと合致すれば、県が指定することでエキスパート等研修を修了したとみなすことができることとされており、既に横浜市及び保育センターが行う一部の研修を指定済。今後、他の研修実施機関とも調整を進めていく予定。

(3) 研修受講者数の調整

平成 29 年度は、カリキュラム検討などに時間を要するため、研修開始が年度後半になる見込み。そのため、研修受講者数には事業者ごとに上限を設けるなど調整する可能性がある。

6. 幼稚園向けの研修について

新制度に参加する幼稚園についても、保育所等と同様に以下の新たな職に就く予定の幼稚園教諭等については、研修の修了により、施設型給付等における処遇改善（月額4万円・5千円）の対象となる。

幼稚園向けの研修については、幼稚園団体等が実施する既存の研修を活用することを想定しているとの情報はああるが、現時点で文部科学省から具体的な内容は示されていないため、研修の実施方法等について明らかになり次第、幼稚園団体等と調整をしていく。

経験年数 (処遇改善額)	保育士等	必要な研修分野
経験7年以上 (月額4万円)	中核リーダー (主幹教諭を補佐するライン職)	マネジメント+3分野
	専門リーダー (専門分野に特化したスタッフ職)	4分野
経験3年以上 (月額5千円)	若手リーダー	1分野

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育士等キャリアアップ研修の実施について

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第1項では、「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、同条第2項では、「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされているところです。

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことが重要となっています。

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっています。

今般、公示を行った保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）では、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とことが盛り込まれたところです。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育等に要する費用の額の算定において、平成29年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されますが、今後、当該加算の要件に研修の受講が課されることとなっています。（平成29年度は研修要件を課さず、平成30年度以降

は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。)

これらを踏まえ、今般、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等について、別紙のとおり、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を定めましたので、通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

保育士等キャリアアップ研修ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」（以下「研修」という。）について、一定の水準を確保するために必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。

3 研修内容等

(1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

ア 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

(2) 研修内容

研修内容は、別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

(3) 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とする。

(4) 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

(5) 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

4 研修修了の評価

研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修（別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。）を全て受講していることを確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

受講者が提出するレポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連付け、今後、役に立つこと等を記載することを想定しており、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

なお、研修の受講において、都道府県又は研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする。

5 研修修了の情報管理

(1) 修了証の交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付するものとする。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（2桁）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－番号（5桁）」の12桁とする。研修指定番号は、指定を行った研修実施機関の番号（2桁）（都道府県が実施する研修は「01」とする。）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「都道府県番号」及び「研修種別番号」は別添2のとおりとする。

(例)

平成29年（2017年）に北海道が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号：011701100001

(3) 修了証の効力

修了証については、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

(4) 研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、都道府県及び研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管

理を行うものとする。

ア 研修修了者名簿の作成

都道府県及び研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。なお、都道府県は、研修実施機関が実施した研修の修了者の情報については、研修実施機関に対して、事業実績報告として、研修修了者名簿の提出を求めるとともに、当該名簿に研修実施機関の名称・所在地・連絡先を記載するものとする。

イ 情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。研修修了者が受講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、都道府県及び研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

(5) 修了証の再交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

6 研修実施機関の指定手続き

都道府県が研修実施機関の指定を行う際の取扱いは次のとおりとする。

(1) 指定申請

研修の指定は、研修実施機関からの申請に基づき行うものとし、研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に対し、研修実施予定日の2か月前までに様式第2号による申請書を提出しなければならない。

(2) 都道府県による指定

(1)による申請を受けた都道府県は、申請内容が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認める場合、様式第3号による指定通知書により、指定を行うものとする。

(3) 指定の効力

(2)による指定については、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第4号による指定内容更新届出書を提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された研修が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

7 その他

- (1) 都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (2) 都道府県は、指定又は委託を行う場合、研修を実施しようとする者について、次の点に留意するものとする。
 - ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること
 - イ 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること
- (3) 都道府県は、研修の実施について、管内市町村及び関係団体等と十分な連携を図るとともに、受講ニーズに対応できるよう、研修実施体制の整備に努めなければならない。研修実施体制の整備にあたっては、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮するものとする。
- (4) 都道府県及び研修実施機関は、研修の定員に3（1）に定める研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。
- (5) 都道府県は、本ガイドラインに基づく研修について、委託又は指定を行ったものも含め、ホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に周知を行うこととする。

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児保育の意義 ○乳児保育の環境 ○乳児への適切な関わり ○乳児の発達に応じた保育内容 ○乳児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の役割と機能 乳児保育の現状と課題 乳児保育における安全な環境 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 他職種との協働 乳児保育における配慮事項 乳児保育における保育者の関わり 乳児保育における生活習慣の援助や関わり 保育所保育指針について 乳児の発達と保育内容 1歳以上3歳未満児の発達と保育内容 全体的な計画に基づく指導計画の作成 観察を通しての記録及び評価 評価の理解及び取組
幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の意義 ○幼児教育の環境 ○幼児の発達に応じた保育内容 ○幼児教育の指導計画、記録及び評価 ○小学校との接続 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の役割と機能 幼児教育の現状と課題 幼児教育と児童福祉の関連性 幼児期にふさわしい生活 遊びを通しての総合的な指導 一人一人の発達の特性に応じた指導 他職種との協働 保育所保育指針について 資質と能力を育むための保育内容 個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育 全体的な計画に基づく指導計画の作成 観察を通しての記録及び評価 評価の理解及び取組 小学校教育との接続 アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解 ○障害児保育の環境 ○障害児の発達の援助 ○家庭及び関係機関との連携 ○障害児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの理解 ・医療的ケア児の理解 ・合理的配慮に関する理解 ・障害児保育に関する現状と課題 ・障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・障害のある子どもと保育者との関わり ・障害のある子どもと他の子どもとの関わり ・他職種との協働 ・障害のある子どもの発達と援助 ・保護者や家族に対する理解と支援 ・地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・小学校等との連携 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・個別指導計画作成の留意点 ・障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する基礎知識 ○食育計画の作成と活用 ○アレルギー疾患の理解 ○保育所における食事の提供ガイドライン ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・衛生管理の理解と対応 ・食育の理解と計画及び評価 ・食育のための環境（他職種との協働等） ・食生活指導及び食を通した保護者への支援 ・第三次食育推進基本計画 ・アレルギー疾患の理解 ・食物アレルギーのある子どもへの対応 ・保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・食事の提供における質の向上 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 保健活動の記録と評価 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 体調不良や傷害が発生した場合の対応 救急処置及び救急蘇生法の習得 災害への備えと危機管理 他職種との協働 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 保育所における感染症の対策と登園時の対応 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の役割と機能 保護者支援・子育て支援の現状と課題 保育所の特性を活かした支援 保護者の養育力の向上につながる支援 保護者に対する相談援助の方法と技術 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 社会資源 地域の子育て家庭への支援 保護者支援における面接技法 虐待の予防と対応等 虐待の事例分析 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 「子どもの貧困」に関する対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントの理解 ○リーダーシップ ○組織目標の設定 ○人材育成 ○働きやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの理解 保育所におけるマネジメントの現状と課題 関係法令、制度及び保育指針等についての理解 他専門機関との連携・協働 保育所におけるリーダーシップの理解 職員への助言・指導 他職種との協働 組織における課題の抽出及び解決策の検討 組織目標の設定と進捗管理 職員の資質向上 施設内研修の考え方と実践 保育実習への対応 雇用管理 ICTの活用 職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育における環境構成 ○子どもとの関わり方 ○身体を使った遊び ○言葉・音楽を使った遊び ○物を使った遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法 身体を使った遊びに関する実践方法 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法 物を使った遊びに関する実践方法

※「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

I-5 研修（横浜市） 保育士等キャリアアップ研修の指定について（通知）

こ 保 人 第 335 号
平成 29 年 6 月 22 日

各園長・施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育人材課長

「保育士等キャリアアップ研修（県事業名：保育エキスパート等研修）」 の指定について（通知）

日頃より横浜市の保育・教育行政にご協力いただき、御礼申し上げます。

この度、横浜市が実施する研修の一部を、「保育士等キャリアアップ研修（県事業名：保育エキスパート等研修）」として神奈川県から指定されましたので、お知らせします。

研修内容等については、別添資料をご確認ください。

【指定された研修】

○保育士等キャリアアップ研修（障害児保育分野）

【研修申込み】

※当研修の申込みは、ホームページからの電子申請のみで受け付けます。

申込受付開始日時 平成 29 年 6 月 28 日（水）10:00～

横浜市こども青少年局保育・教育人材課

検索



□ 保育士等キャリアアップ研修 とは？

・保育現場におけるリーダー的職員の育成のための研修で、今年度創設された「技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）」においては、この研修の修了が要件の一つとなっています。（ただし、研修に係る要件は、平成 29 年度は課さず、平成 30 年度以降職員の研修の受講状況等を踏まえて国が決定します。）

・県が実施する研修のほか、県の指定を受けた研修実施機関（市町村、指定保育士養成施設等）が実施する研修で要件を満たすものは、保育士等キャリアアップ研修として指定を受けることができます。

【研修に係る要件】

経験年数	職 位	必要な研修分野
7 年以上*	副主任保育士	マネジメント + 3 分野
	専門リーダー	4 分野
3 年以上*	職務分野別リーダー	担当する 1 分野

*家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業以外においては、それぞれ「概ね 7 年以上」、「概ね 3 年以上」。

【研修分野】

①乳児保育、②幼児保育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント、⑧保育実践

※「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/tuuti.pdf>

横浜市こども青少年局 保育・教育人材課
宮本・尾崎

T E L 045-671-2397

F A X 045-664-5479

修正版

平成29年度 神奈川県指定

保育士等キャリアアップ研修（障害児保育分野） 開催要領

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修（障害児保育分野）」を開催します。

*この研修は、神奈川県から「保育士等キャリアアップ研修」の障害児保育分野として指定されており、全6講座の履修者には、障害児保育分野の修了証を交付します。

1 募集内容

◆日 時・募集人数

No.	講座名	開催日	時間	募集人数
1-①	障害の理解 基礎編	7月8日(土)	14時~17時	100名
1-②		7月18日(火)	18時~21時	100名
1-③		11月17日(金)	14時~17時	100名
2-①	自閉症スペクトラム障害の理解(知的障害編)	6月24日(土)	14時~17時	—
2-②		7月10日(月)	14時~17時	100名
2-③		10月31日(火)	18時~21時	100名
3-①	自閉症スペクトラム障害の理解(高機能編)	7月18日(火)	14時~17時	100名
3-②		10月17日(火)	18時~21時	100名
3-③		10月31日(火)	14時~17時	100名
4-①	インクルージョン保育の実践	6月13日(火)	14時~17時	—
4-②		10月23日(月)	14時~17時	100名
4-③		11月17日(金)	18時~21時	100名
5-①	障害児保育を考える ~保育のユニバーサルデザイン化を目指して~	6月13日(火)	18時~21時	—
5-②		10月17日(火)	14時~17時	100名
5-③		11月9日(木)	14時~17時	100名
6	リーダー研修	11月30日(木)	14時~17時	300名

※ 講座No.1~5は、今年度既に別途募集している同研修について、「保育士等キャリアアップ研修」の指定研修として別枠で改めて募集するものです。

※ 今年度既に講座No.2-①、4-①、5-①を受講済の方は、キャリアアップ研修として受講したものとみなします。

なお、今年度受講済み・申込済みの講座がある方も、改めて今回申し込みはしてください。

◆研修会場：横浜市技能文化会館 2階ホール（横浜市中区万代町2-4-7）

◆受講対象者（①~③すべてに該当する方）

① 保育所等の保育現場において、副主任や専門リーダー、職務分野別リーダーとして、障害児保育分野におけるリーダー的な役割を担う方（または役割を担うことが見込まれる方）

※対象者の経験年数等は、同封の送付文をご確認ください。

② 横浜市内の民間保育所、認定こども園、地域型保育事業に勤務する職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭など、職種は問いません。）

③ 全ての研修（6講座）に参加できる方

※会場の関係上、申込みは各施設・園で1名とさせていただきます。

◆申込方法：

- ① 横浜市子ども青少年局 保育・教育人材課のホームページから申し込んでください。

横浜市子ども青少年局保育・教育人材課

検索



- ② 各講座から受講希望日を第 2 希望まで選択してください。

6月28日(水)

10時 受付開始

※申込みは先着順とし、定員に達し次第受付を終了します。

※当研修については、郵送・FAX では受付しません。

※決定した受講日等は、遅くとも受講日の3日前までに申請時に登録した電子メールあてにご連絡します。

◆修了証：

6講座すべての履修者には、「保育士等キャリアアップ研修」障害児保育分野の修了証を交付します。

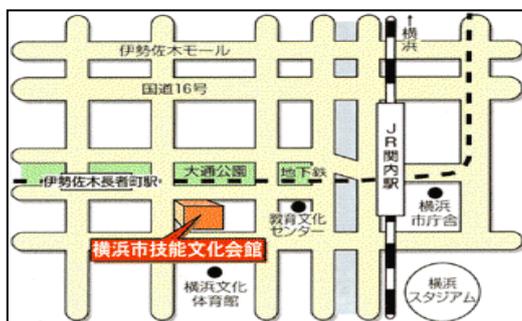
※6講座すべてを今年度中に受講した方が、修了証の交付対象となります。

※一部講座を欠席した場合、受講した講座の履歴を次年度に繰り越すことはできません。

2 講座の内容・講師

No.	講座名	講師名	内容
1	障害の理解 基礎編	・横浜市総合リハビリテーション療育課長 田川 久美子氏 ・よこはま港南地域療育センター通園課長 石井 祐美子氏	障害児保育に必要な基礎的な知識について、広く習得することを目的とします。
2	自閉症スペクトラム障害の理解（知的障害編）	・横浜市総合リハビリテーション通園課長 神田 由美氏	自閉症スペクトラム障害（特に知的な遅れを伴う場合）の基本的な特徴と対応を学ぶことを目的とします。
3	自閉症スペクトラム障害の理解（高機能編）	・横浜市西部地域療育センターピース鶴ヶ峰園長 関谷 由美氏 ・横浜市戸塚地域療育センターピース東戸塚園長 中村 泉氏	自閉症スペクトラム障害（特に知的に遅れない場合）の基本的な特徴と対応を、園内で起こり得る具体例を通じて学びます。
4	インクルージョン保育の実践	・横浜市総合リハビリテーション新横浜園長 日戸 由刈氏 ・横浜市総合リハビリテーション学齢後期支援室 心理士 白馬 智美氏	発達が気になる子どもに対する「インクルージョン保育」の考え方に沿って、実践的で具体的な対応法や工夫を学ぶことを目的とします。
5	障害児保育を考える～保育のユニバーサルデザイン化を目指して～	・横浜市総合リハビリテーションセンター長 小川 淳氏	障害児や気になる子どもが一定数必ず存在する集団において、保育をどのように展開していけばよいかについて、みんなに分かりやすい保育＝保育のユニバーサルデザイン化をキーワードに学ぶことを目的とします。
6	リーダー研修	・横浜市総合リハビリテーションセンター長 小川 淳氏	障害児保育の指導計画、記録及び評価や家庭及び関係機関との連携等を学びます。

◆会場地図



横浜市技能文化会館

2階ホール

- 横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」2番出口から徒歩3分
- JR「関内駅」南口から徒歩5分

I-6 処遇改善等加算ⅡのFAQ

NO	質問	回答
対象者について		
1	技能・経験に応じた処遇改善の対象となる職員は、保育士・教諭以外の職員(例えば、事務職員や調理員)を加算対象にすることもできますか。また、非常勤職員でもよいですか。	月額4万円、5千円の加算は、園長・主任保育士等を除き、調理員、栄養士、事務職員、スクールバスの運転手などを含め、保育園・幼稚園等に勤務するすべての職員(非常勤職員含む)が対象になります。
2	平成29年度は研修の要件は必須では無いと示されているが、経験年数のみで「副主任保育士」、「専門リーダー」、「職務分野別リーダー」と決められるのですか。	研修や経験年数のみでなく、各施設・事業所で「副主任保育士」等を発令又は職務命令等を行う必要があります。
3	「専門リーダー」の職務は具体的にどのようなものですか。	専門分野に応じて現場の保育士を助言、指導する等です。
4	小規模保育事業において、「主任保育士」についての加算の枠はないので、「専門リーダー」、「職務分野別リーダー」の位置づけをすればよいですか。	小規模保育事業において、「専門リーダー」「職務分野別リーダー」の職位又はこれらに相当する職位を定めていただければ、「副主任保育士」の職位を定める必要はありません。
5	家庭的保育事業は発令や職務命令等とはどのようなようにとらえればよいですか。	家庭的保育事業は発令や職務命令等は要件にはなっておりません。
6	派遣職員についても処遇改善の加算対象にできますか。	加算及び配分の対象となります。派遣元事業所を通じ、この場合においても当該職員の処遇改善が確実に行われることが確認されることが必要です。
7	処遇改善の対象の要件に「概ね7年以上」「概ね3年以上」とありますが、経験年数が足りない職員は処遇改善の対象とならないのですか。例えば、経験年数3年の職員を副主任保育士等としたり、新規採用の職員を職務分野別リーダー等にすると対応は可能ですか。	家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業以外の施設・事業所では、経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が7年未満や3年未満の職員であっても、施設・事業所の判断で柔軟に対象とすることができます。
8	賃金改善を行う役職の名称は必ず「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」でなければなりませんか。既に園内でこれらに相当する役職(教務主任・学年主任等)を設定していますが、このような役職のままでも処遇改善等加算Ⅱの加算対象となりますか。	「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」などは、あくまで例として示したものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。既に園内でこれらに相当する役職が設定されている場合、そのまま処遇改善等加算Ⅱの対象とすることも可能です。

I-6 処遇改善等加算ⅡのFAQ

NO	質問	回答
9	職・給与体系の整備がされおらず、発令等に時間を要する見込みですがこの場合でも、平成29年4月から支給されますか。	対象職員に対する発令等が遅れる場合でも、4月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給が可能です。ただし、この場合、当該職員が4月初から園内の業務分担任に就いて発令を受けるに相当する業務を行っていることが前提であり、役職付きの名簿や園内の業務分担任表等で業務の実態を確認させていただきます。
10	処遇改善等加算Ⅱの金額で、「人数A」「人数B」の算定の中で、年齢別児童数の適用状況はどのように考えればよいですか。	「29年度4月1日時点の年齢別児童数」もしくは「28年度各月の年齢別児童数の4月時点からの増減率を、29年4月時点の利用児童数に乗じて、29年度各月の年齢別児童数を算定し、29年度の『各月平均の年齢別児童数』のどちらかを選択していただくこととなります。『各月平均の年齢別児童数』で算出する際は、加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)の提出の際、算出の根拠がわかる資料を添付していただく必要があります。※国における算出方法が分かり次第ホームページ上でご案内させていただきます。
賃金改善について		
11	賃金改善方法は毎月ですか、それとも賞与月ですか。	職員手当を含む月給の改善をしてください。
12	経験年数7年以上の職員であれば、全員が月額4万円の処遇改善が受けられますか。	副主任保育士等に係る月額4万円の処遇改善は、公定価格上の職員数全体(園長等の管理職を除く)の概ね1/3を対象とする仕組みになりますので、経験年数7年以上の職員すべてが処遇改善の対象になる訳ではありません。
13	副主任保育士等は月額4万円、職務分野別リダー等は月額5万円の処遇改善を行うこととされていますが、改善の金額は必ずこの金額でなければならぬのですか。	職務分野別リダー等については、全て月額5万円の処遇改善を行っていただくこととなりますが、副主任保育士等については、本加算の対象職員数(人数A)の1/2(端数切り捨て)について月額4万円の処遇改善を行った上で、その他の職員については月額5千円以上月額4万円未満の範囲で賃金改善額を設定することが可能です。
14	副主任保育士等に月額4万円の賃金改善を行うと、主任保育士の給与を超過してしまうのですが、主任保育士等に加算額を配分し、賃金改善を行うことはできないのですか。	主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主要な対象としていますが、質問の例のように、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。
15	月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A÷2(1人未満の端数は切り捨て)人確保」することとなりますが、人数Aが1人であり計算の結果端数切り捨てで「0」となる場合には、月額4万円の賃金確保を行う職員は設けなくて良いのですか。	人数Aが1人であり計算の結果端数切り捨てで「0」となる場合には、月額4万円の賃金確保を行う職員は設ける必要はありません。
16	経験年数が長い順に賃金改善を行わないといけないのですか。例えば、経験年数10年の職員について改善を行わず、経験年数7年の職員について2万円、経験年数5年の職員について4万円、経験年数3年の職員について2万円の改善を行っても良いのですか。	処遇改善の対象とする職員の選定や、各職員に係る改善額の決定については、各施設の判断で自由に行っていただいても差し支えありません。なお、当然ながら、各職員に対して、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などについて丁寧に説明することが望まれます。

I-6 処遇改善等加算ⅡのFAQ

NO	質問	回答
17	「月額4万円」「月額5万円」を超えた処遇改善を行うことはできますか。	今回の処遇改善は、保育園等におけるキャリアアップの仕組みの構築し、一定の技能・経験を有する職員について相応の改善を行うことで、職場への定着等を図るものであり、特定個人の賃金引き上げを目的としたものではないことから、対象人数を絞って「月額4万円」「月額5万円」を超える賃金改善を行うことはできません。
18	副主任保育士・専門リーダー又は職務分野別リーダーのいずれか一方の処遇改善のみ行うことはできますか。	処遇改善等加算Ⅱを取得するためには、副主任保育士等と職務分野別リーダー等の両方の処遇改善を行うことが必要となります。
19	一人の職員が、副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできますか。または、職務分野別リーダー等について、5万円の加算に加え、4万円の一部を配分することはできますか。	それぞれの役割に応じた処遇改善を行う趣旨から、一人が副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできません。また、職務分野別リーダー等に、副主任保育士等に係る加算額の一部を配分することもできません。
20	従来から独自の役職等を設定してキャリアアップの仕組みを設けて、手当を支給している場合、この手当分を処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額として取り扱ってもよいですか。	処遇改善等加算Ⅱにおいては、平成28年度時点の賃金水準からの改善が必要となるため、従来から支給している手当を賃金改善額として取り扱うことはできません。
21	賃金改善の基準年度は「28年度」となっているが、これは人事院勧告後の賃金を想定されていますか。	処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善については、平成28年度に実際に支払われた水準から賃金改善が行われることが必要です。
22	副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーに関する賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分については、処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額に含まれますか。	賃金改善は、月額で確実にを行う必要があります。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善(見込)額には含めないこととします。
23	処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、育休を取得した場合の賃金改善額はどのように算定するのですか。	通常、育児休業期間中は給与が支払われないため、この場合の育児休業取得者に係る賃金改善額はゼロになります。このため、必要に応じて、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが考えられます。
24	賃金改善は、施設独自に設定している主任手当を増額する(例えば、現行5万円の主任手当を+4万円、+5千円増額する)方法でも良いですか。	今回の賃金改善については、必ずしも新たな手当を創設して対応する必要はなく、既存の手当を増額する方法で行うことも可能です。
25	基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなりますが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできますか。	処遇改善等加算Ⅱにおいては、月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。

I-6 処遇改善等加算ⅡのFAQ

NO	質問	回答
加算見込額について		
26	処遇改善等加算Ⅱの金額の計算について、処遇改善等加算Ⅰと同じように積算表等が出されるますか。	処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱの加算見込額を計算できる積算表をホームページに掲載しますので、加算認定申請書及び賃金改善計画書作成の際の参考資料としてご提出ください。
27	一時保育で年間登録で登園している児童は、加算見込額の算出時の利用児童数に含んでも良いですか。	加算見込額の算出に用いる利用児童数は、支給認定を受けた児童で、1号認定児童については利用契約を結んだ児童、2・3号認定児童については、区福祉保健センターにより利用決定されている児童のみとなり、一時保育の利用児童は含まれません。
研修について		
28	<p>①指定された研修のみが有効か。また、民間団体が主催する研修も含まれますか。</p> <p>②園内研修も認められますか。</p> <p>③既に受けた研修も内容が同等であれば認められますか。</p>	<p>①県が指定した研修が対象となります。(一部既存研修も指定済みです。)</p> <p>②園内研修は対象外です。</p> <p>③県が新たに指定した研修が対象となります。</p>
29	研修の頻度や日数はどれくらいですか。	研修時間は、15時間以上(3日程度)を予定。同内容の研修を地域を変えて、複数回実施する予定。研修の詳細については、県から別途通知がある予定です。
30	研修要件は29年度は課さないがあるが、29年度中に研修を修了しないと30年度からは対象外となってしまいますか。	平成30年度以降の研修に関する要件については、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定するとされていきます。
31	平成29年度から新たにキャリアアップ研修がはじまるとのことですが、誰でも受講できますか。	保育園や地域型保育事業所等において、他の保育士に助言や指導するリーダー的な役割を担うことを希望する方であれば、誰でも受講することができます。
32	栄養士や事務職員も対象としていいですか。	栄養士は「食育・アレルギー」の研修で対象となることが想定されます。事務職員についても対象となるとされていますが、保育業務に携わることではないため、研修分野のうちの研修を受けた場合に対象となるかは現時点では不明です。
請求手続き等について		
33	処遇改善等加算Ⅱの様式はどのようなものを提出することになりますか。	加算認定申請書、賃金改善計画書、賃金改善実績報告書を提出していただく流れは処遇改善等加算Ⅰと同様で、処遇改善等加算Ⅱ用の様式を作成していますので、ご提出をお願いします。また、賃金改善確認書も処遇改善等加算Ⅰと同様にご提出をお願いします。
34	賃金改善を実施した職員が退職した場合、自署はどうすればよいですか。	退職の際に署名をいただくことになるとは思いますが、何らかの事情により、署名がいただけいでないかつた場合は、郵送等でご本人のサインを受領してください。

Ⅱ-1 変更点（処遇改善等加算Ⅰ）について

※新規：平成 29 年 3 月に行った説明会以降の新しい情報です。

1 名称の変更

「(平均) 勤続年数」が「(平均) 経験年数」となりました。

2 賃金改善の対象者（新規）

賃金改善の対象となる方が変更になります。

法人の役員は対象にならないとされていましたが、平成 29 年度より、法人の役員等を兼務している職員を含むこととします。

なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充てることはできません。

3 様式及び積算表の変更（新規）

処遇改善等加算Ⅰ及びⅡが新たに創設されたことにより、様式が変更になります。また、あわせて積算表も変更になります。

市の平成 29 年度の処遇改善等加算のHPに掲載するデータより、様式を記入して提出してください。

4 平均経験年数の対象職員（新規）

平均勤続年数の算定について、医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における経験年数の算定対象職員に准看護師が加わり、保健師、看護師、准看護師が含まれます。

また、認可外保育施設のなかに、企業主導型保育施設が含まれました。

5 加算率

平成 29 年度から、処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱが創設されます。市独自助成の上乗せ分も含めた平成 28 年度までの制度は処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに転換しています。

処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分が2%増となりました。

平均経験年数(年)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
①基礎分(%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12
②賃金改善分(%)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6
合計(%)=加算率	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
③キャリアパス要件無合計(%)=加算率	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

Ⅱ-228 年度 賃金改善実績（処遇改善等加算Ⅰ）の提出について

1 賃金改善実績 作成概要

29年3月に実施いたしました「子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会」において配布させていただいておりました「資料3 処遇改善等加算ⅠⅡ」において、賃金改善計画（処遇改善等加算Ⅰ）作成における「賃金改善要件」や「加算額見込額の算定」等についてご説明させていただいたところです。（作成概要については、「資料3 処遇改善等加算ⅠⅡ」のP28、29に記載しております。）

2 提出について

策定した賃金改善計画に基づき、賃金改善を実施します。その実績を『賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）（第4号様式の1）』にて市に報告します。時期は以下の通りとなります。

<提出時期>

平成29年7月10日（月）から8月10日（木）まで

※提出の依頼につきましては、後日改めて平成28年度加算実績額のお知らせと併せて通知します。

<提出書類>

- ①『賃金改善確認書（第3号様式の3）』
- ②『賃金改善実績報告書（第6号様式の1）』
- ③『賃金改善実績報告書（内訳表）（第6号様式の2）』
※配分した場合のみ
- ④『賃金改善実績報告書確認表（参考様式）』
- ⑤挙証資料

【提出先】 こども青少年局保育・教育運営課給付担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-4466 FAX 045-663-1801

(案) 賃金改善実績報告書 確認表 (平成 年度)

横浜市市長

Table with 2 columns: 市町村 (横浜市) and 区 (). Rows include 施設・事業種別, 施設・事業所番号, 施設・事業所名称, and 代表者職・氏名.

⇒ 必須入力項目です。(ピンク色のセル)

Table with 2 columns: 基準年度 (平成27年度) and 施設の定めた常勤時間 (160時間(月)).

Table with 2 columns: (1) 賃金改善実績 (前年度残額) and 金額 (5,000円).

Table with 2 columns: 処遇改善等加算【国】 (3,000,000円), 職員処遇改善費【市】 (2,000,000円), 加算実績額 (5,005,000円).

Table with 2 columns: 賃金改善を行った場合の賃金総額 (82,500,000円), 基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 (74,910,000円), 賃金改善に要した費用の総額 (7,590,000円), 今年度残額 (円).

Table for 今年度残額の改善方法 (複数選択可能) with checkboxes for 基本給, 手当, 賞与・一時金, and その他. Includes 改善(予定)時期 (平成29年7月).

Table for 改善方法 (複数選択可能) and 改善時期. Includes checkboxes for 基本給, 手当, 賞与・一時金, and その他 for various employee categories.

※「手当」、「その他」にチェックがある場合は、第6号様式に詳細を記載。

Main data table with columns: 職員氏名, 勤続年数, 在籍月数, 労働時間(月), 職種, 今年度賃金総額, 今年度法定福利費, 基準年度賃金総額(反映前), 基準年度賃金総額(反映後), 基準年度法定福利費, 賃金改善に要した費用の総額, 法定福利費の事業主負担増加額, 支給した賃金総額. Includes sub-sections for (2)-ア 保育士, (2)-イ 保育士, (3)-ア (2)以外の職員, and (3)-イ (2)以外の職員.

Ⅱ-329年度 賃金改善計画（処遇改善等加算Ⅰ）の提出について

1 賃金改善計画 作成概要

29年3月に実施いたしました「子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会」において配布させていただいておりました「資料3 処遇改善等加算ⅠⅡ」において、賃金改善計画（処遇改善等加算Ⅰ）作成における「賃金改善要件」や「加算額見込額の算定」等についてご説明させていただいたところです。（作成概要については、「資料3 処遇改善等加算ⅠⅡ」のP21以降に記載しております。）

2 提出について

『賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）（第2号様式の1）』は、市に提出します。時期は以下の通りとなります。

<提出時期>

平成29年8月14日（月）から9月15日（金）まで

※提出の依頼につきましては、後日改めて通知します。

<提出書類>

- ・賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）（第2号様式の1）
 - ・賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）（内訳表）（第2号様式の2）
※配分する場合のみ
 - ・賃金改善確認書（処遇改善等加算Ⅰ）（第2号様式の3）
 - ・キャリアパス要件届出書（処遇改善等加算Ⅰ）（第3号様式）
 - ・挙証資料
- （ ・就業規則等勤務条件等が定められていることが分かるもの
・給与表や昇給・昇格等について記された賃金体系等が分かるもの
・資質向上のための研修計画策定と実施、能力評価の仕組みが分かるもの ）

新規施設・事業所又は新たに賃金改善要件が「適」となる施設・事業所は、必ず挙証資料の提出をお願いいたします。

既存施設・事業所で昨年度も賃金改善要件（キャリアパス要件）が「適」だった場合は、内容変更がなければ、「キャリアパス要件届出書（処遇改善等加算Ⅰ）（第3号様式）」のみご提出ください。挙証資料の再提出は必要ありません。なお、変更がある場合は、変更後の資料もしくは変更箇所、変更内容が分かるものの提出をお願いいたします。

【提出先】 こども青少年局保育・教育運営課給付担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-4466 FAX 045-663-1801

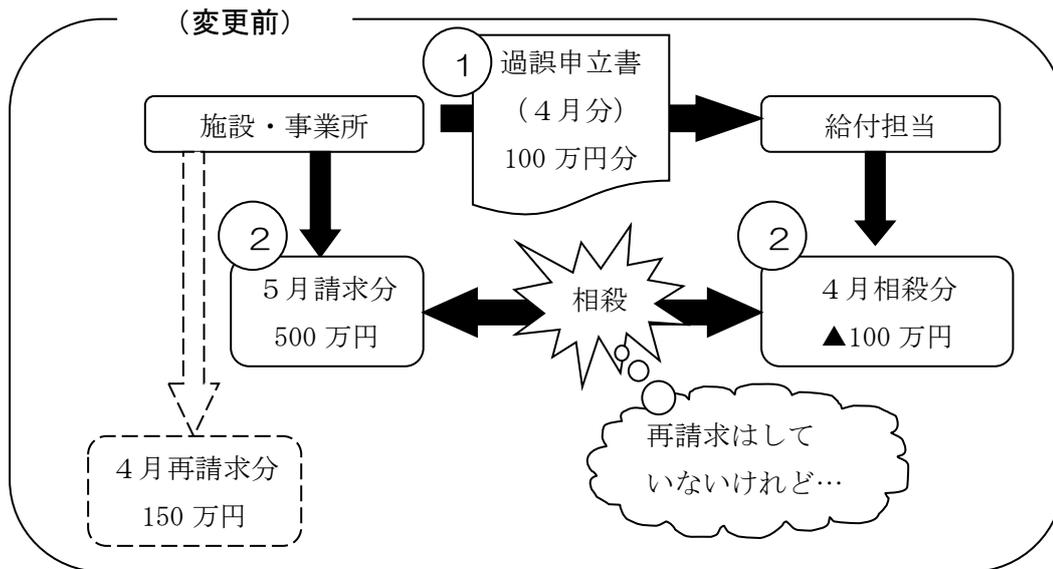
Ⅲ 過誤再請求の変更点について

1 過誤再請求の仕組みについて

(1) 過誤申立書の提出に係る相殺の発生時期が変わります。

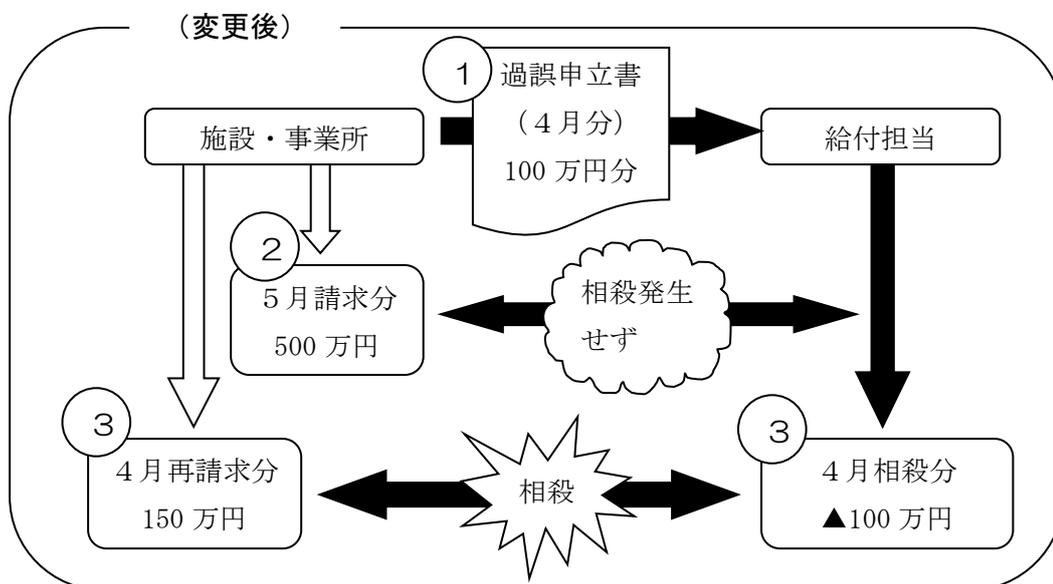
今までは過誤再請求に係る過誤申立書をご提出いただくと、過誤再請求の有無に関わらず相殺が発生していました。今後は、**過誤再請求が行われない限り、相殺は発生しません。**

【イメージ図】



【Point!】

- ・再請求を行う前に通常月の500万円を請求しようとすると、自動的に相殺が行われてしまい、相殺された400万円が支払われる。
- ・4月分の再請求を行わない限り、一方的に100万円がマイナスされたままとなる。



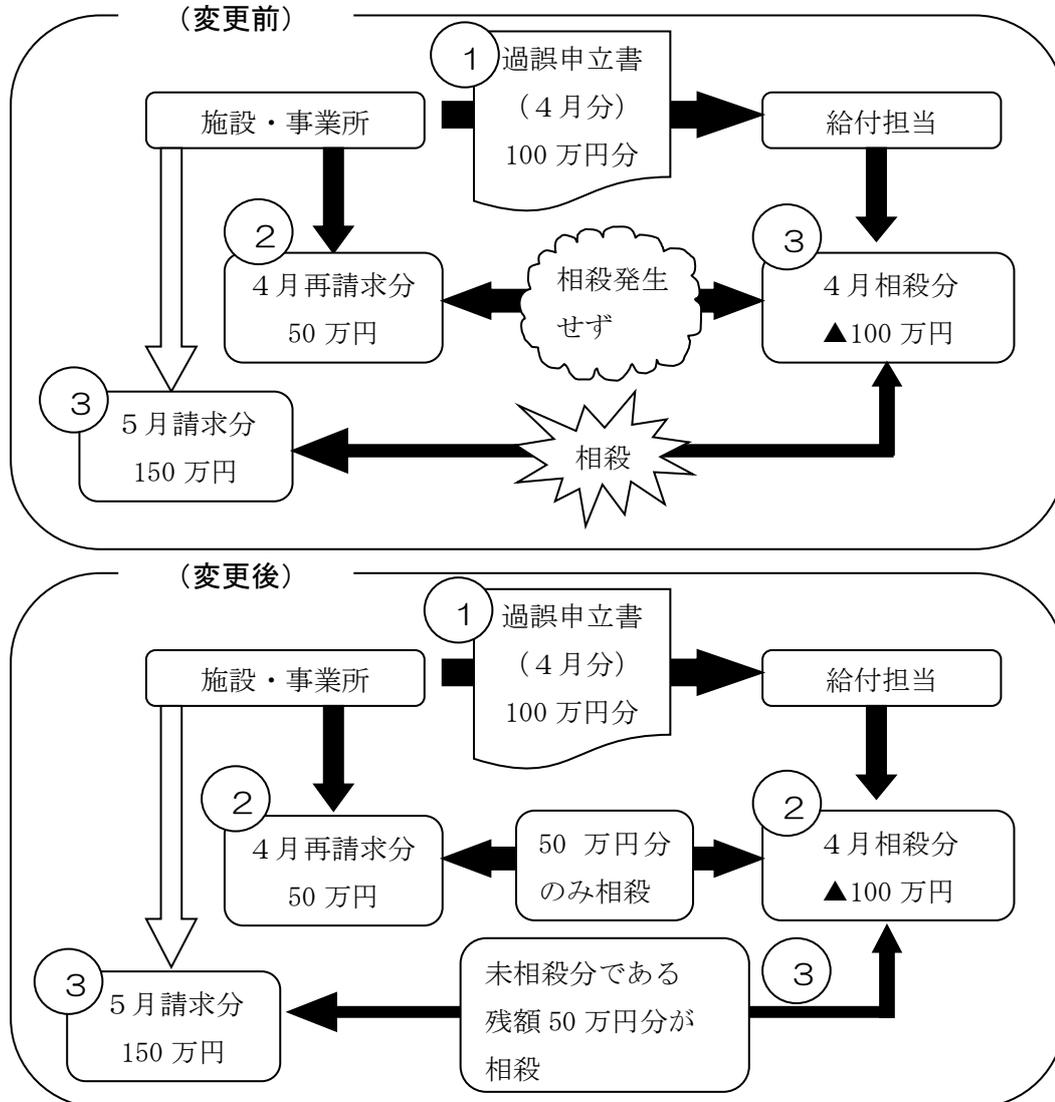
【Point!】

- ・再請求を行っていないため相殺は発生せず、500万円が先に支払われる。
- ・4月分の再請求を行うと相殺が発生し、相殺された50万円が支払われる。

(2) 相殺の仕組みが変わります。

今までは請求金額が相殺額を上回るまで相殺が発生しませんでした。平成 29 年度以降につきましては、相殺分のうち、相殺可能金額まで相殺を行い、残額を次回以降の給付で相殺します。また、**相殺可能額までは同じ請求年月同士で相殺**が行われます。

【イメージ図】



【Point!】

- ・4月再請求時に50万<100万のため、相殺は行われず、50万円が4月再請求分として支払われます。
- ・5月請求時に150万>100万となるため、相殺が行われ、50万円が5月請求分として支払われます。

【Point!】

- ・4月再請求時に相殺しきれない範囲(50万)まで相殺されます。よって、4月再請求分は0円となり、支払いは発生しません。
- ・5月の請求時に残りの50万が相殺され、100万円が5月請求分として支払われます。

(3) 相殺発生時には、相殺に関する帳票が発行されます。

1か月分の請求額から複数月にわたり相殺した際に、今までは何月分が相殺されたのか帳票にすべて表示されていませんでしたが、今後は相殺発生時には次ページ以降のように**相殺に関する帳票が発行されることにより、相殺された月が表示され、明確化**します。

2 過誤請求の請求時期について

過誤請求について、平成 28 年度までは早期・通常・エラーの3フローで請求が可能でしたが、平成 29 年度はエラーフローのみでの処理とさせていただきます。相殺処理の見直しにより、審査処理時間が増大することに伴う対応となります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3 相殺に関するの帳票について

(1) 審査結果のお知らせ（変更）

平成29年 5月12日



【問い合わせ先】
〒231-0017
横浜市中区港町1-1
子ども青少年局
保育・教育運営課 給付担当
電話 : 045-671-4466
FAX : 045-663-1801

横浜市長

子ども・子育て支援教育・保育給付費等審査結果のお知らせ

子ども・子育て支援教育・保育給付費等の請求について審査の結果は次のとおりです。

事業所番号	1410051010000
施設・事業所名称	〇〇保育所
利用月	平成28年10月 分
支給予定総額	0 円

(内訳)	児童明細 (6件)	施設明細	小計
給付費分	923,620 円	0 円	923,620 円
横浜市助成分	89,820 円	0 円	89,820 円
延長保育事業費分	1,430 円	0 円	1,430 円
一時預かり事業費(幼稚園型)分	0 円	0 円	0 円
その他	0 円	0 円	0 円
請求額計(平成28年10月分)			1,014,870 円
今回相殺分(平成28年10月分等)			▲1,014,870 円

再請求	1,014,870 円	円	1,014,870 円
当初請求額(相殺発生額)	964,870 円	0 円	▲964,870 円
差額			0 円

※差額がマイナスの場合は、他の請求から相殺されます。

当月分エラー金額	0 円
----------	-----

※請求エラーとなった内容については、再請求を行ってください。

■上記請求の結果、現在の当該対象月における最終実績額は以下のとおりです。

【当該対象月分の実績】	児童明細 (6件)	施設明細	小計
給付費分	923,620 円	0 円	923,620 円
横浜市助成分	89,820 円	243,150 円	332,970 円
延長保育事業費分	1,430 円	135,500 円	136,930 円
一時預かり事業費(幼稚園型)分	0 円	0 円	0 円
その他	0 円	0 円	0 円
合計	1,014,870 円	378,650 円	1,393,520 円

